

(書式 3 - 1 - 6)

寄与分を定める合意書

合 意 書

被相続人〇〇〇〇（相続開始平成〇〇年〇〇月〇〇日）の相続人である〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙、〇〇〇〇を丁として、甲、乙、丙、丁は遺産分割協議の前提として、各自の寄与分に関し次のとおり合意する。

記

第1条 甲、乙、丙、丁は、被相続人〇〇〇〇（以下「被相続人」という）の相続財産が別紙遺産目録記載のものであり、かつ相続開始時の価額が総額〇〇〇〇円であることを確認する。

第2条 甲、乙、丙、丁は、甲が被相続人の事業を〇〇年間補佐し、労務を提供し続けてきたことに対する甲の寄与分を金〇〇〇〇円とすることを合意した。

第3条 甲、乙、丙、丁は、乙が被相続人の死亡時まで〇年間同居し、介護を続けたことによる乙の寄与分を金〇〇〇〇円とすることを合意した。

第4条 甲、乙、丙、丁は、本合意書に定めるほか、寄与分に関する請求をなさないことを相互に確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ記名押印の上、各1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所



乙

住 所

丙

住 所

丁

# 遺 産 目 録

## 1 不 動 産

所 在

地 番

地 目

地 積

## 2 預貯金

(1) ○○銀行○○支店

普通預金

○○○○円

(2)

## 3 有価証券

(1) ○○株式会社

普通株式

○○○○株



## 解説

寄与分とは、被相続人の事業に対し労務を提供したり、療養看護等をして被相続財産の維持、増加をさせた者に、通常の法定相続分より多くの遺産取得を認める制度である（民法904条の2）。

この寄与分をいくら認めるかによって遺産分割における各相続人の取得分が変わるので、遺産分割協議の前提として各人の寄与分の額を協議しておくとい



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所